

地域医療支援病院について

地域医療支援病院について

趣旨

- 患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設（都道府県知事が個別に承認）。

※承認を受けている病院（平成28年10月30日現在） ... 543

役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ① 紹介率80%を上回っていること
 - ② 紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること
 - ③ 紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

地域医療支援病院の承認状況について

各都道府県の地域医療支援病院の数及び地域医療支援病院の所在していない二次医療圏数

	病院数	空白医療圏 (全医療圏)		病院数	空白医療圏 (全医療圏)
合計	543	111(344)	三重県	11	1(4)
北海道	12	15(21)	滋賀県	8	2(7)
青森県	5	4(6)	京都府	12	2(6)
岩手県	4	5(9)	大阪府	35	0(8)
宮城県	12	0(4)	兵庫県	32	1(10)
秋田県	2	6(8)	奈良県	3	2(5)
山形県	5	1(4)	和歌山県	5	3(7)
福島県	9	3(7)	鳥取県	5	1(3)
茨城県	14	2(9)	島根県	5	3(7)
栃木県	9	1(6)	岡山県	12	2(5)
群馬県	13	3(10)	広島県	18	0(7)
埼玉県	14	2(10)	山口県	13	2(8)
千葉県	15	1(9)	徳島県	7	0(3)
東京都	30	2(13)	香川県	6	2(5)
神奈川県	33	0(11)	愛媛県	3	4(6)
新潟県	8	2(7)	高知県	3	3(4)
富山県	4	2(4)	福岡県	36	1(13)
石川県	3	3(4)	佐賀県	5	1(5)
福井県	4	3(4)	長崎県	10	4(8)
山梨県	1	3(4)	熊本県	15	2(11)
長野県	10	3(10)	大分県	11	2(6)
岐阜県	10	0(5)	宮崎県	7	3(7)
静岡県	20	2(8)	鹿児島県	14	1(9)
愛知県	20	4(12)	沖縄県	10	2(5)

地域医療支援病院の医療提供体制上の位置づけに関する研究について

背景

- 本検討会が平成26年にとりまとめた、「特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件見直しについて(中間とりまとめ)」において、地域医療支援病院のあり方の検討が今後の課題とされている。
- 加えて、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」や「社会保障審議会医療部会」等でも、医療提供体制における地域医療支援病院の役割や位置付けを検討すべきという指摘があったところ。

研究概要

- 研究課題名
地域医療支援病院等の医療提供体制上の位置づけに関する研究
- 研究代表者
伏見清秀(東京医科歯科大学教授)
- 研究方法
各種複数のデータベースを組み合わせる分析を行い、都道府県による指定基準のばらつきや病床機能の偏りなどの現状を把握し、地域医療支援病院に期待される役割や位置付けを明らかにする。